

住み慣れた地域で暮らしていけるように

介護予防・ 日常生活支援総合事業の

ご案内

令和6年度版



介護保険制度の改正に伴い、和歌山市では、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）が始まりました。

総合事業は、家事などの生活を支えるサービスや、住民同士のつながりを中心とした介護予防活動などを通して、地域全体で高齢者の生活を支え、高齢者自らが、能力を最大限発揮して、その人らしい暮らしをつくっていく仕組みです。

和歌山市



●サービス利用の流れ

総合事業には、要支援1・2の認定を受けた方や、基本チェックリストにより、生活機能の低下がみられた方が利用できる「**介護予防・生活支援サービス事業**」と、65歳以上の方が利用できる「**一般介護予防事業**」があります。



相談する（65歳以上の方）

40～64歳の方（第2号被保険者）がサービスを利用するためには、要支援認定を受ける必要があります。

地域包括支援センター又は市（地域包括支援課）、担当のケアマネジャーに相談します。

要支援認定を受ける

要支援1・2の方

非該当の方

状態の悪化が見られた場合

基本チェックリストを受ける

基準に該当
〔生活機能の低下がみられた方〕

基準に該当せず

事業対象者

ケアプランの作成

（地域包括支援センター等が作成）

ケアプランの作成

（地域包括支援センター等が作成）

介護予防サービス

（訪問看護、福祉用具貸与等）
を利用できます。

介護予防・生活支援サービス事業

（訪問型・通所型サービス）

を利用できます。

一般介護予防事業

を利用できます。

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業のみを希望する場合には、基本チェックリスト（質問票）で、日常生活に必要な機能を調べます。

その結果、要支援相当の生活機能の低下がみられ、和歌山市が事業対象者と決定すれば、ケアプランに基づくサービスを受けられます。



●和歌山市の一般介護予防事業

65歳以上の方

WAKAYAMA つれもて健康体操

週1回以上、継続して体操したいと考えているグループ（5人以上）に対して、リハビリテーション専門職を約1か月間（4回）派遣し、健康講座、体操指導、体力測定などを行います。派遣終了後も継続して体操を続けていただくことを目的としています。



わかやまシニアエクササイズ

介護予防のための運動プログラム（シニアエクササイズ）を体験会や講座で学び、自主的に運動を続けていただくとともに、介護予防で活躍できるリーダーを養成し、住民主体の活躍の場である自主グループの拡充に取り組みます。



●介護予防・生活支援サービス事業

事業対象者

要支援1・2の方

通所型サービス

短期集中型 通所サービス

リハビリテーション専門職が計画したプログラムに基づき、和歌山市が委託する事業所で、運動を中心に栄養や口腔の改善などに取り組みます。サービス終了後は、セルフケアや一般介護予防事業に参加するなど、自立した生活を目指します。



●利用料 無料

●期間 原則3か月間(全12回)

スーパーまで買い物に行けなくなった、長時間立つことができず料理をしなくなった...など、これまでできていたことができなくなった、ということはありませんか？

短期間で集中的に、以前の元気な姿を取り戻しましょう！

予防給付型 通所サービス

デイサービスセンターで、食事・入浴などのサービスや、生活機能の維持改善のための体操や機能訓練などを日帰りで受けられます。



●利用料 月単位の定額制

※利用回数は地域包括支援センターなどの専門職が作成するケアプランにより決まります。

●1か月あたりの自己負担（1割）のめやす

利用頻度	対象者	金額
週1回程度	事業対象者、要支援1	1,847円
週2回程度	(事業対象者)、要支援2	3,719円

※食事などは別途負担となります。

短時間型 通所サービス

デイサービスセンターなどで体操やレクリエーションなどを通じ、生活機能の維持改善を目指すサービスを短時間(3時間程度)で受けられます。

●利用料 324円/回

※利用回数は地域包括支援センターなどの専門職が作成するケアプランにより決まります。

●1か月あたりの自己負担（1割）のめやす

利用頻度	対象者	金額
週1回まで	事業対象者、要支援1・2	324円
週2回まで	(事業対象者)、要支援2	

※食事などは別途負担となります。



訪問型サービス

予防給付型 訪問サービス

ホームヘルパーが居宅を訪問し、利用者のための身体介護（食事や入浴・更衣の介助など）、生活支援（掃除、洗濯、調理など）を行います。

●1か月あたりの自己負担（1割）のめやす

●利用料 月単位の定額制

※利用回数は地域包括支援センターなどの専門職が作成するケアプランにより決まります。

利用頻度	金額
週1回程度	1,226円
週2回程度	2,448円
週2回を超える程度	3,884円



生活支援型 訪問サービス

ホームヘルパーなどが居宅を訪問し、利用者のための生活支援（掃除、洗濯、調理など）を行います。

●1回あたりの自己負担（1割）のめやす

●利用料 245円/回

※利用回数は地域包括支援センターなどの専門職が作成するケアプランにより決まります。

利用頻度	金額
週1回まで	245円
週2回まで	
週3回まで	



●地域包括支援センター（高齢者の相談窓口）

包括名	所在地	電話番号	担当地区
和歌山市地域包括支援センター 西脇	西庄389-1レジダンス・アンソレイエ101	456-1212	加太・西脇
和歌山市地域包括支援センター 木本	榎原204-10ストリームビル1F	480-3010	木本・貴志
和歌山市地域包括支援センター 松江	松江北2丁目19-8	488-8782	松江・湊
和歌山市地域包括支援センター 野崎	北島325-106	453-8102	野崎・楠見
和歌山市地域包括支援センター 有功	六十谷361-1	464-1033	有功・直川
和歌山市地域包括支援センター 川永	島26-118	464-2468	紀伊・山口・川永
和歌山市地域包括支援センター 和佐	井ノ口302-5	477-7181	西和佐・和佐・小倉
和歌山市地域包括支援センター 東山東	明王寺13-1	466-3344	岡崎・西山東・東山東
和歌山市地域包括支援センター 名草	毛見1451	444-3142	名草・三田・安原
和歌山市地域包括支援センター 雑賀	関戸1丁目4-15	445-1700	雑賀崎・田野・和歌浦・雑賀
和歌山市地域包括支援センター 宮前	杭ノ瀬255-2	474-5535	宮・宮前
和歌山市地域包括支援センター 高松	西高松1丁目5-4高松丸岩ビル101	435-0312	砂山・今福・吹上・高松
和歌山市地域包括支援センター 新南	木広町5丁目1-4高田ビル1F	488-1750	広瀬・芦原・新南・大新
和歌山市地域包括支援センター 宮北	吉田423	432-0077	中之島・四箇郷・宮北
和歌山市地域包括支援センター 城北	十二番丁30シティビルアオイ1F	488-5518	本町・城北・雄湊